

あわぎん結婚・子育て資金贈与専用口座 みんなの笑顔（普通預金） 商品概要説明書

平成30年4月1日現在
株式会社 阿波銀行

1. 商品名	あわぎん結婚・子育て資金贈与専用口座 みんなの笑顔 ※結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税非課税制度対応商品
2. ご利用いただける方	20歳以上50歳未満の個人
3. 預入期限	平成31年3月31日
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	店頭入金のみ（直系尊属から贈与された金銭に限定、同時に非課税申告書の提出を求める）ネット入金不可 1円以上1,000万円まで（除く利息元加） 1円単位
5. 払戻方法	随時払い戻します。
6. 利息	普通預金金利（毎月利率が変動します）を適用します。 毎年2月と8月の当行所定の日に支払います。 毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円とし1年を365日とする日割計算をします。 国税15.315%、地方税5%が源泉分離課税されます。 マル優（非課税）の取扱いができます。
7. 手数料	無料
8. 付加できる特約事項	1. 自動振替の取扱はできません。 2. 店頭および自動預金入金支払機（ATM）、個人インターネットバンキングからの払出ができます。
9. 解約時の取扱い	1. 50歳になる日 2. 残高がゼロになり、解約に合意した場合 3. 受贈者が死亡した場合
10. 特約事項	結婚・子育て資金管理契約 1. 受贈者とその直系尊属との間の贈与契約により移転した金銭等を預入するものであること。 2. お一人あたり1,000万円（内、結婚関係資金は300万円）を限度とし、他金融機関を含め、預金者1名につき開設は1口座であること。 3. 結婚・子育て資金に充てるための預金の払出を受けた場合には、受贈者は資金用途確認書類として領収書等を、当該領収書に記載された支払年月日の属する年の翌年3月15日までに当行へ提出すること。 4. 上記9. 終了時期2の場合を除き、合意による終了をすることができず、かつ口座の名義を変更することはできないこと。 5. 口座の譲渡または担保提供ができないこと。（普通預金規定11.(2)の適用はありません）
11. 当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先…全国銀行協会相談室 電話番号…0570-017109 または 03-5252-3772
12. その他参考となる事項	1. 預金保険制度の対象預金です。 保障限度額は、預金者1人当たり元本1千万円および当該預金利息が対象となります。 2. 贈与者死亡時の残額は相続財産に加算されます。（ただし、孫等への遺贈に係る相続税額の2割加算の対象にはならない）